

大阪労働局からのお知らせ

事業主のみなさま、労働保険に入っておられますか？

**労働者を一人でも雇っていれば、労働保険
に加入する義務があります！**

労働保険とは「労災保険」と「雇用保険」を総称したもので、
労働者を一人でも雇用されている事業主の方は、労働保険に必ず加
入しなければなりません。

お問合せ

労災保険制度については、労働基準監督署へ
雇用保険制度についてはハローワークへ
大阪労働局のホームページ(下記)では、労働保険制度に関する詳しい説明や、
労働基準監督署、ハローワークの情報を掲載しております。

大阪労働局

労働保険適用・事務組合課 (06)4790-6340・6350

雇 用 保 険 課 (06)4790-6320

大阪労働局ホームページ

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>